
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 ガイダンス及び教育文書に関する検討

本資料の目的

1. 2014 年 7 月 31 日に公表した修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の公開草案では、IFRS の任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもののうち、会計基準の適用、解釈に関する項目については、今後、我が国で IFRS の任意適用を積み上げていくために、IFRS を適用している諸外国での取組みを参考にするとともに、必要に応じて、IFRS 解釈指針委員会と論点の共有を図りつつ、規範性を有するガイダンスの開発を検討し、また、国内における議論を踏まえて規範性を有しない教育文書の開発を検討することを提案した。
2. この公開草案における提案に対しては、多くのコメントが寄せられた。そのため、当作業部会においては、問題意識の確認や事実関係の確認を行い、寄せられたコメントを踏まえたうえで、ガイダンスや教育文書のあり方について検討したい。
3. なお、本資料においては、規範性があるルールを定めるものを「ガイダンス」と呼び、規範性はないが解釈や適用方法に関する解説を提供するものを「教育文書」と呼んでいる。

修正国際基準の公開草案における提案

4. 「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の公開草案の公表にあたって」では、ガイダンス及び教育文書に関して次のとおりに記載していた。

36. 今後、我が国で IFRS の任意適用を積み上げていくためには、適用や解釈のあり方について、さらに検討を進める必要があると考えられる。その際、規範性を有するガイダンスを開発する場合には、IFRS を適用している諸外国での取組みを参考にするとともに、必要に応じて、IFRS 解釈指針委員会と論点の共有を図りつつ、検討を進めることが適切と考えられる。

また、国内における議論を踏まえて規範性を有しない教育文書を開発することにより、IFRS の適用を容易にすることも必要と考えられる。

修正国際基準の公開草案に寄せられたコメント

5. 修正国際基準の公開草案におけるガイダンス及び教育文書に関する提案について、次の理由からガイダンス及び教育文書の開発を支持するコメントが寄せられた。
 - (1) 修正国際基準の導入は従来の会計基準からの転換となり、導入促進には環境整備が必要となる。その観点から、ガイダンスや教育文書の開発は重要である。
 - (2) IFRS は原則ベースであり、会計基準の詳細については、各社において監査法人等と協議の上で決定されるものと理解しているが、我が国において固有性が高く、海外での適用事例が無い論点等についてガイダンスや教育文書が示されることは、作成者が実務上の判断をする上でも、利用者が財務諸表を理解する上でも有用と考えられる。
 - (3) ガイダンス及び教育文書の開発は、今後の IFRS 任意適用の円滑な拡大のために、必要であると考えており、今後 ASBJ において是非とも検討を進めていくべきである。特に、規範性を有するガイダンスの開発には、IFRS 解釈指針委員会と論点を共有して検討を進めるべきであり、この点を含め、透明性の高いデュー・プロセスを構築すべきであるとする。
6. 一方、次の理由からピュアな IFRS を任意適用している企業向けにガイダンスや教育文書の開発をすべきというコメントが寄せられた。
 - (1) 日本の実情に適した教育文書を開発した場合には、IFRS 任意適用企業のニーズを取り込むことができ、また IFRS 任意適用企業の増加の観点からも、ピュアな IFRS を任意適用している企業のための教育文書の開発を ASBJ が行うプロセスの策定を検討すべきである。
7. また、次の理由からピュアな IFRS 適用している企業への配慮が必要であるとするコメントが寄せられた。
 - (1) ピュアな IFRS を適用した企業が複数存在し徐々に増加傾向にあることを踏まえ、ASBJ が作成するガイダンスや教育文書がこれらの企業へ及ぼす影響については、特に慎重に検討すべきである。
 - (2) すでに国内でも相当の企業が IFRS の任意適用を開始しているなかで、こうした企業が採用している会計処理と異なる規範性のあるガイダンスや教育文書が開発された場合、先行して IFRS を適用した企業は処理の変更を迫られかねないリスクがある。

8. さらに、規範性のあるガイダンスを開発する場合には、IFRS 解釈指針委員会に論点を提出することが必要であるとするコメントが複数聞かれた。

今後の対応について

規範性のあるガイダンスの開発

9. IFRS に関する解釈については、IFRS 解釈指針委員会が行う。別紙 1 は、IFRS 解釈指針委員会による IFRS の解釈に関する手続等について記載している。
10. 一方、各国の会計基準設定主体が IFRS の解釈を行う場合における IASB との関係については、2014 年 5 月に IASB から公表された「IASB と他の会計基準設定主体の間の憲章」に記載されている。その概要は別紙 2 のとおりである。また、諸外国におけるガイダンスの開発状況は別紙 3 のとおりである。
11. 仮に修正国際基準におけるガイダンスを開発した場合、指定国際会計基準とは異なる制度であるため、指定国際会計基準には直接適用されないが、「削除又は修正」を行った箇所以外に関しては、指定国際会計基準と修正国際基準は内容が同一であるため、指定国際会計基準の解釈の運用についても、一定の影響が生じる可能性がある。この点は公開草案に寄せられたコメントでも多く懸念が寄せられている。
12. また、公開草案に寄せられたコメントでは、指定国際会計基準においても適用することができるガイダンスを作成すべきという意見も聞かれている。
13. さらに、公開草案に寄せられたコメントでは、規範性のあるガイダンスの開発においては IFRS 解釈指針委員会との論点の共有が必要とあるという意見が聞かれている。
14. これらを踏まえると、指定国際会計基準との関係を考慮して開発を行う必要があると考えられる。
15. このため、規範性のあるガイダンスについては、指定国際会計基準に関する実務への影響を勘案し、検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準双方とするかも含めて、今後さらに具体的な検討プロセスのあり方について検討を進めていくこととしてはどうか。その際、以下の項目について検討を深めることとしてはどうか。
- (1) IFRS 解釈指針委員会に提出する論点の抽出方法
 - (2) IFRS 解釈指針委員会に論点を提出すべきかどうかに関する検討方法
 - (3) IFRS 解釈指針委員会における議論のサポート体制

(4) IFRS 解釈指針委員会で議題として取り上げられなかった場合の対応方法

ディスカッション・ポイント

規範性のあるガイダンスのあり方についてご意見を頂きたい。

規範性のない教育文書の開発

16. IFRS 財団は、単一の高品質な会計基準の適用と均質的な適用を促進する目的で教育イニシアティブを行っている。その一環として、教育文書を公表している。
17. 教育文書の作成は、公開の会議では行われたい。IFRS に附属する教育文書は、少なくとも3名のIASBメンバーがレビューしなければならない。(IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」(以下「ハンドブック」という。)) 6.39 項及び6.41 項)
18. IFRS 財団が公表した教育文書の例としては、「減価償却とIFRS」(2010年12月)、「IFRS 第9号「金融商品」の範囲内の相場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定」(2012年12月)などがある。
19. また、別紙4に記載したとおり諸外国においても教育文書の公表を行っているが、基本的にその内容は、会計基準や解釈指針の枠内で、実務の円滑化を図るものと考えられ、同様のものであれば、ASBJ が取り組むことも可能と考えられる。
20. ここで、ガイダンスと同様に、開発される教育文書は、指定国際会計基準の解釈の運用についても、一定の影響が生じる可能性があり、指定国際会計基準との関係を考慮して開発を行う必要があると考えられる。そのため、教育文書についても、指定国際会計基準に関する実務への影響を勘案し、検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準双方とするかも含めて検討する必要がある。
21. IFRS の任意適用が認められて以降、我が国においてIFRSの基準に対する実務的な対応方法に関する経験が蓄積してきている。実務上の適用を容易にする観点で、任意適用を行っている会社や準備を行っている会社においてこれまで蓄積された経験を取りまとめ、規範性のない教育文書として公表することを検討してはどうか。

ディスカッション・ポイント

規範性のない教育文書のあり方についてご意見を頂きたい。

別紙1 IFRS 解釈指針委員会による IFRS の解釈

1. IASB 及び解釈指針委員会は、IFRS の維持管理の責任を負っている。論点に含まれる可能性があるものとして、特定の取引の会計処理について生じている多様な実務、特定の状況の会計処理の適切性に疑問があるケース、投資者が具体性の乏しい開示要求について示している懸念などの識別がある。(ハンドブック 5.14 項)
2. 解釈指針委員会の目的は、IFRS の適用を解釈し、IFRS において具体的に扱われていない財務報告上の論点に関する適時な指針を提供するほか、IASB の要請により他の職務を行うことである。IASB と解釈指針委員会は、解釈指針委員会が果たすべき役割について共通の見解を有している。両者とも、解釈指針委員会を、IFRS を適用する人々の適用ニーズに対応するガイダンスを提供するため IASB と協力して作業するものと見ている。また両者とも、IFRS の原則ベースのアプローチと、有用で実務的であることを確保するのに十分な詳細なガイダンスの提供とのバランスを取ることを重要と考えている。(ハンドブック 5.15 項)
3. IFRS 解釈指針委員会のデュー・プロセスは以下のような段階で構成される。
 - (1) 事項の識別
 - (2) 議題の設定
 - (3) IFRS 解釈指針委員会の議論及び投票
 - (4) 軽微又は範囲の狭い基準修正
 - (5) 解釈指針の開発
4. 本資料においては、IFRS 解釈指針委員会との論点の共有の手順について整理するため、議題の設定まで(前項の(1)及び(2))について、確認する。

事項の識別

5. 財務報告に関心を有するすべての関係者は、IASB 又は解釈指針委員会が当該事項に対処することが重要と考えられる場合には、第1項に示したような論点を解釈指針委員会に照会することが奨励されている。解釈指針委員会は、通常、照会された論点について、各国の会計基準設定主体及び会計基準設定に関与している地域団体に意見を求める。(ハンドブック 5.16 項)
6. 任意の個人及び団体によって、IFRS 解釈指針委員会により検討され得る論点を提出することが可能となっている。誰が提出したかについては明かされない。
7. 論点を IFRS 解釈指針委員会に提出する際には以下の項目を記載することとされている。

- (1) 論点：論点の記載（必要に応じて、個別の見地を記載する。）
- (2) 現状の実務：現状若しくは新しい会計実務の概略、主要な代替処理の概要、関係する IASB の公表物
- (3) なぜ IFRS 解釈指針委員会が取り扱うべき論点か：論点は以下の基準で評価される。
 - (a) 広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を与えているか又は与えると予想されるか。
 - (b) 多様な報告方法の解消又は削減を通じて、財務報告が改善されるか。
 - (c) 既存の IFRS 及び「財務報告に関する概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できるか。
 - (d) 論点は、解釈指針委員会が効率的な方法で対処できる十分な狭さであるべきであり、解釈指針委員会及び関心のある関係者にとって IFRS の変更を行う場合に必要となるデュー・プロセスの実施が費用に見合う効果がないほど狭いものではないか。
 - (e) 解釈指針委員会が開発する解決策は、合理的な期間にわたり効力を有するものか。解釈指針委員会は、通常、トピックが完成の迫った基準で扱われている場合や短期の改善が正当化できない場合には、論点を議題に加えない。
8. IASB のスタッフは提出された論点を評価し、論点の範囲や議題とするかの基準を満たしているかどうかの分析を行う。また、スタッフは IASB のボードや IFRS 解釈指針委員会のメンバー、その他有識者に対して情報を求めることもある。

議題の設定

9. IFRS 解釈指針委員会は公開の会議での議論の後に論点を議題とするかどうかについて決定する。
10. IFRS 解釈指針委員会は以下を充たす論点を取り扱うとされている（ハンドブック 5.17 項及び 5.18 項）。
 - (1) 広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を与えているか又は与えると予想される。
 - (2) 多様な報告方法の解消又は削減を通じて、財務報告が改善される。
 - (3) 既存の IFRS 及び「財務報告に関する概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できる。
 - (4) 解釈指針委員会が効率的な方法で対処できる十分な狭さであるが、解釈指針委員会及び関心のある関係者にとって IFRS の変更を行う場合に必要となるデュー

一・プロセスの実施が費用に見合う効果がないほど狭いものではない。

11. 解釈指針委員会が開発する解決策は、合理的な期間にわたり効力を有するべきである。したがって、解釈指針委員会は、通常、トピックが完成の迫った基準で扱われている場合には、解釈指針を開発しない。しかしこれは、短期の改善が正当化できる場合に、解釈指針委員会が特定の事項について行動を起こすことを妨げない。(ハンドブック 5.21 項)
12. 解釈指針委員会メンバーの単純多数決により、公開の会議での議論の後に、論点を作業計画に加えるかどうかを決定できる (ハンドブック 5.18 項)。
13. 解釈指針委員会が、基準又は「概念フレームワーク」の修正又は追加的な基準の開発を行うべきだと考える場合には、こうした結論を IASB に照会する。IASB は、範囲の狭い軽微な事項を解釈指針委員会を関与させずに扱うと決定することもできる。(ハンドブック 5.19 項)
14. 解釈指針委員会は、「概念フレームワーク」を基礎とした原則主義のアプローチを適用する。関連する IFRS で定められている原則を考慮して、解釈指針を開発し、提案するガイダンスが IFRS と矛盾しない旨を判断する。したがって、解釈ガイダンスを提供する際に、解釈指針委員会は、広範囲にわたる規則主義の環境を作り出そうとするものではなく、緊急問題グループとして行動するものでもない。(ハンドブック 5.20 項)
15. 解釈指針委員会がある項目を作業計画に加えることを予定しない場合には、これを IFRIC Update 及び IFRS ウェブサイトで暫定的却下通知として公表し、当該事項に関するコメントを求める。却下通知の提案のコメント期間は、通常は最低 60 日である。(ハンドブック 5.22 項)
16. それらのコメントを検討した後に、解釈指針委員会は、その決定を確認して却下通知(rejection notice)を公表するか、当該論点を作業計画に加えるか、あるいは当該事項を IASB に照会する。却下通知は IFRS としての強制力を有するものではなく、したがって強制力のある要求事項を提供しないが、有用で情報価値があり説得力のあるものと見るべきである。IASB は却下通知の批准を求められない。(ハンドブック 5.22 項)
17. 提出されたコメントは、提出者の要求(適切な理由が必要)がない限り、公表され、以降の IFRS 解釈指針委員会の議論に利用される。このミーティングにて論点を議題として設定するかどうか決定する。

別紙2 各国におけるガイダンスの開発について

1. 2014年5月にIASBから公表された「IASBと他の会計基準設定主体の間の憲章」では、解釈に関するIASBと各国の会計基準設定主体との関係について、次の通りに記載されている。
 - (1) 他の会計基準設定主体が新たに発生する論点に関連して運用する一般原則は、可能である場合は、IFRSからの逸脱やIFRSに関する法域固有の国内の解釈を提供せずに、IASBを支援することである。IASBと他の会計基準設定主体は、国内のガイダンスの必要性を最小限にするよう協力する。国内のガイダンスの必要性は、IASBが、IFRS解釈指針委員会とともに、各法域のIFRS適用上の論点に適時に対応するよう最善の努力を行えば、減少するであろう。
 - (2) 基礎となる経済実態を考えると、新たに発生している論点で、ある法域に特有のものはほとんどないであろう。場合によっては、ある法域で一般的な特定の状況（取引が行われる環境を含む）が、外見上は類似した取引について異なる財務報告の結果となることを正当化することにつながるかもしれない。したがって、以下の場合を除いて、他の会計基準設定主体はIFRSについての独自の解釈指針の作成を控えることになる。
 - (a) 他の会計基準設定主体が、根拠となる調査研究を実施した後に、前述のプロセスを経て、ある論点が、当該特定の法域では一般的である特定の状況のために法域特有のものであると結論を下す場合
 - (b) 前述のプロセスでは適時な成果が生じないため、暫定的な解決策が特定の法域において必要とされている場合
 - (3) 他の会計基準設定主体が、最終的に解釈指針を公表することを決定する場合には、IFRSを誤って解釈したり他者に問題を生じさせたりしないという合理的なレベルの確信を得ることを図るべきである。これを支援する1つの手段は、他の会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）参加者に解釈指針案を配布することである。

別紙3 ガイダンスの開発に関する諸外国における取り組み

1. 2014年3月に開催された第9回作業部会では、諸外国におけるガイダンス及び教育文書の取扱いについて検討を行った。そのうち、ガイダンスの開発に関しては、オーストラリア、香港及びカナダにおける取扱いが参考になると考えられ、その内容を見てみる。

オーストラリア

2. オーストラリアの会計基準設定主体であるAASBは、環境の変化と生じた課題の性質に対応して対応できるよう解釈指針を公表している。このプロセスにおいて、AASBは、IASBが公表した解釈指針を自国に適用する他、稀に例外的な状況で自国におけるIFRSの使用に関してIFRSの解釈を行う権限を残している。なお、AASBによる解釈指針は、AASBがIFRS解釈指針委員会に提出した論点のうち、同委員会に却下されたもので、AASBがなお自国の解釈指針を公表することが必要と判断したものに限定されている。
3. 2013年12月現在、「物品・サービス税(GST)に関する会計処理」など9本の解釈指針が公表されている。

また、上記の解釈指針とは別に、基準本文にガイダンスを追加していることがある。例えば、IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」と同等のAASB第6号には、IFRS第6号と矛盾がないと考えられる「area of interest accounting」の追加ガイダンスが記載されている。

香港

4. 香港の財務報告基準委員会(FRSC)は、IASB及びIFRS解釈指針委員会デュー・プロセス・ハンドブックが定める要件に該当する課題が生じた場合には、その論点をIFRS解釈指針委員会に提出する。

IFRS解釈指針委員会がその論点について検討を行わないことを決定した場合、FRSCは対応の必要性を検討する。FRSCが香港において解釈指針を開発する必要があると決定する稀な状況においては、FRSCは草案を開発し、基準設定監視委員会の事前承認を得てから一般からの意見を募集する。一般からの意見を募集するプロセスにおいて、草案がIFRSとコンフリクトを起ささないかについてIFRS解釈指針委員会のスタッフにコメントを求める。

5. 現在、HKCPAは以下の2つの解釈指針を公表している。

- ・ HK Interpretation 第4号 リース -- 香港における土地リースに関するリー

ス期間の決定

- ・ HK Interpretation 第 5 号 財務諸表の表示 -- 強制償還条項を含む借入金の借手による分類
6. 例えば「HK Interpretation 第 4 号 リース -- 香港における土地リースに関するリース期間の決定」では、以下の内容が記載されている。
- (1) HKAS 第 17 号 (IAS 第 17 号) では、リース期間は借り手が資産をリースする契約を締結した解約不能な期間に、追加の支払いの有無を問わず、借手はその資産のリースを継続する選択権を有する期間 (当該選択権を借手が行使することが、リースの開始日において合理的に確実視されている場合) を合計した期間とされている。
 - (2) 香港においては、香港政府の政策¹を考慮して、適切にHKAS第 16 号 (IAS第 16 号) 及びHKAS第 17 号 (IAS第 17 号) が適用される必要があり、公的なガイダンスがなければ、実務にばらつきや誤りが生じる可能性が生じるとされている。このため、当該解釈指針により、HKAS第 16 号 (IAS第 16 号) 及びHKAS第 17 号 (IAS第 17 号) に準拠して適切に減価償却が行われるように、香港におけるリース期間の決定に関するガイダンスを提供している。
 - (3) ガイダンスでは、IAS 第 17 号の規定に沿った形で、契約やリースの内容を考慮してリース期間を決定するなど記載している。そのうえで、香港政府が期間更新の権利を有している場合は、50 年の延長を見込んで、リース期間を決定してはならないなど、香港の実情にあった具体的なガイダンスが提供されている。

カナダ

7. カナダはガイダンスを公表しない方針を採用している。その一方、カナダの会計基準設定主体である AcSB は、自国で生じた適用上の課題について議論を行う IFRS Discussion Group を設置している。このグループは 3 か月に 1 回程度会議を開催しており、IASB 又は IFRS 解釈指針委員会に対して特定の論点を取り上げるように推奨するかどうかについて議論を行っている。その議論は公開でなされ、議事録は AcSB のウェブサイト上で公表されている。

議事録には、論点の概要及び論点を取り上げるよう推奨するかどうかの結論の他、論点に対するメンバーの見解が記載される。

¹ 香港において、すべての土地は香港政府の所有となっており、私人によって保有されている土地は、原則としてすべて香港政府を賃貸人とする賃貸借となっている。

分析

8. 上記の諸外国では、いずれの国・地域においても IFRS 解釈指針委員会との連携を図っている点に特徴がある。
9. オーストラリアと香港では、課題が生じた場合、まず IFRS 解釈指針委員会に議論を求め、そこで却下されたものについて自国の解釈指針を公表する点において共通している。

この方法のメリットとしては、IFRS 解釈指針委員会における解釈との整合性を図ったうえで進めることができることが挙げられる。一方、デメリットとしては、IFRS 解釈指針委員会における審議に時間がかかる可能性があること、結論が明確に出ない可能性があることが挙げられる。
10. また、カナダについては、IFRS 解釈指針委員会に論点を提出するプロセスとして参考になると考えられる。この方法のメリットとしては、公開で議論を行い、議事録で会議の内容を公表することにより、当該論点に関して存在する複数の解釈に関する議論を周知できる点が挙げられる。その一方、解釈に係る結論を出すための会議体ではないため、その効果も限定的にならざるを得ないと考えられる。

別紙4 教育文書の開発に係る諸外国の取り組み

22. 2014年3月に開催された第9回作業部会では、諸外国におけるガイダンス及び教育文書の取扱いについて検討を行った。さらに、今回、教育文書の具体的な内容について追加調査を行った。本資料では、カナダ、オーストラリア及び韓国における教育文書の公表状況及びその具体的な内容を紹介する。

カナダ

23. カナダでは、個別のIFRSの適用を支援するためにCPA Canada²が以下について教育文書(Guide to International Financial Reporting Standards in Canada³)を発行している。これらの文書はCPA Canadaのウェブサイトから有料で入手することができる(ただし、一部については無料で提供している。)

- IFRS 6 *Exploration for and Evaluation of Mineral Resources*
- IAS 1 *Presentation of Financial Statements*
- IAS 8 *Accounting Policies, Changes, Estimates and Errors*
- IAS 12 *Income Taxes*
- IAS 16 *Property, Plant and Equipment*
- IAS 23 *Borrowing Costs*
- IAS 36 *Impairment of Assets*
- IAS 37 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*
- IAS 10 *Events after the Reporting Period*
- IFRS 2 *Share-based Payment*

24. 「Guide to International Financial Reporting Standards in Canada」のウェブサイトの紹介には、カナダの視点からIFRSの適用を分析及び説明したものである旨が記載されている。これらの文書には主要な基準の要求の概略や関連する論点の詳細な分析が含まれ、会計基準の選択、重要な判断や見積りなどの実務への適用の見解が含まれているとされている。また、構成として、カナダの企業の財務諸表の抜粋やIFRS Discussion Groupの分析、IASBのアジェンダにならなかったが議論された論点などが含まれるとしている。

25. 例えば「IAS 16 *Property, Plant and Equipment*」では、以下の内容が記載されている。

² CPA Canadaは2013年1月にCICA (Canadian Institute of Chartered Accountants)とCMA Canada (Society of Management Accountants of Canada)により設立された団体である。

³<http://www.cica.ca/applying-the-standards/financial-reporting/international-financial-reporting-standards/item76446.aspx>

- (1) 当該文書は IAS 第 16 号の概要から始まり、最新の動向や主要な基準の要求事項の概略が示されたうえで、個々の論点に関する記載がされている。
- (2) 個々の論点の記載については、耐用年数の決定や減価償却方法の選択など、論点ごとに IAS 第 16 号の規定の紹介やカナダの企業の財務諸表注記実例の抜粋、IFRS 解釈指針委員会や IFRS Discussion Group など過去に議論された内容の紹介などが記載されている。
- (3) 例えば、耐用年数の決定の論点では、IAS 第 16 号の規定の紹介がされた後、ある企業の会計方針の注記の記載事例が紹介されている。さらに、過去の IFRS Discussion Group の議論の内容が紹介されている。例としては、リースの継続が合理的に確実視されない賃借物件の改造費の耐用年数の決定に関する論点について、2 つの見解が示されたうえで、議論で述べられた意見と顛末が記載されている。
- (4) また、減価償却方法の選択の論点においては、IAS 第 16 号の規定及び最近の改訂の状況が説明された後、CICA が調査した石油・ガス産業における減価償却方法の注記の統計が紹介されている。加えて、減価償却方法の選択について、IFRS 解釈指針委員会の過去の議論の内容が紹介されている。紹介された論点は、道路のような資産に生産高比例法が選択できるかという論点と減価償却に利息法を認めるかという論点の 2 つであり、その顛末が記載されている。

オーストラリア

26. AASB の中には、リサーチ・センターという組織があり、その主な目的は財務報告における諸問題について、調査を通じ、ソート・リーダーシップを提供することにあるされている。この活動以外にリサーチ・センターのスタッフは、最新の関心事について、スタッフ・ペーパーを公表することがある。これらのスタッフ・ペーパーは規範性がないものとされているが、オーストラリアにおける実務において参考とされている。
27. 例えば、AASBスタッフ・ペーパーとして 2012 年 7 月（最終改訂 2013 年 7 月）に「Possible Financial Reporting Implication of the Fixed Price Phase of the Carbon Pricing Mechanism for Emitter Entities」が公表されている。内容は、オーストラリアの炭素税制度⁴について排出企業においておこり得る論点と基準に沿

⁴ 2012 年 7 月から二酸化炭素排出量の多い企業に炭素税を課している。当初は二酸化炭素 1 トン当たり 23 豪ドルを課し、負担額は毎年 2.5%ずつ引き上げられる。2015 年 7 月以降は排出量取引制度に移行する予定であったが、2014 年 7 月に炭素税制度の廃止が可決されている。

って考え得る会計上の取扱いを記載したものとされている。形式としてはスタッフ個人の名前で公表され、規範性を持たないとされている。

28. 「Possible Financial Reporting Implication of the Fixed Price Phase of the Carbon Pricing Mechanism for Emitter Entities」では、炭素価格制度の許可証の性質と分類や、排出に関する負債の認識などの項目の順に、考え方とその論拠が記載されている。例えば、許可証の分類に関しては、金融商品とする意見と無形資産とする意見の両者が根拠とともに示されているが、どちらに決定することはしていない。しかし、購入された許可証については、ライセンスや排出枠と同様という根拠で無形資産とみるのは難しいかもしれない、と一定の評価を行っている箇所もある。

韓国

29. KASB（韓国会計基準委員会）ではIFRSに対する修正又は解釈ととらえられるリスクを鑑み、いかなるガイダンスも作らないこととしている。しかし、一方で会計実務に資するため、様々な教育文書を提供している。新しいIFRSが公表されるたび、教育セミナーで使用するために教育文書が作成される。また、既存IFRSについても、監査人や作成者向けに定期的に教育セミナーを行うため、教育文書を更新する。このため、教育文書は、通常、パワーポイントのスライドで作成される。
30. 例えば、2014年5月に開催されたK-IFRSのケーススタディにおいては、金融商品、連結財務諸表、収益認識及び営業損益の表示についての教育セミナーが実施されている。このセミナーの対象者は作成者や監査人である。
31. セミナー資料の構成について、定型的なものはない。例えば、金融商品の場合、概念フレームワークから各IFRSの解説、その後ケーススタディという構成となっているが、収益認識はケーススタディから始まっている。
32. このうち、収益認識のケーススタディでは、マンション分譲事業、分譲土地、ゲームアイテム、薬品の技術移転、規制者による保証がある場合の収益認識といった事例を取り扱っている。基準に沿って、検討するポイントを示し、結論を導くようにしている。

以上